

# 福祉環境委員会記録

令和6年2月6日（火）  
10時50分～11時01分  
全員協議会室

【委員】三浦委員長、肥後副委員長、

柳楽委員、串崎委員、土野委員、布施委員、川神委員

【執行部】砂川副市長

〔市民生活部〕井上市民生活部長、鈴木総合窓口課長

〔上下水道部〕佐々木上下水道部長、右田水道管理課長、谷口工務課長

【事務局】久保田書記

---

## 議 題

1 議案第1号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について

2 執行部報告事項

(1) 金城地域における水道施設に係る未登記用地について 【水道管理課・工務課】

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[ 10 時 50 分 開議 ]

○三浦委員長

ただいまから福祉環境委員会を開会する。出席委員6名で定足数に達している。上野委員からは欠席届が出されている。ではレジュメに沿って進める。先ほどの本会議で本委員会に付託された市長提出議案1件の審査に入る。なお、採決は執行部が退席された後に行う。

1 議案第1号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について

○三浦委員長

執行部から補足説明があるか。

○総合窓口課長

補足事項が2点ある。まず1点目。法改正によって3月1日以降、最寄りの役所で戸籍・除籍の証明書を取得することが可能となるが、データ化された戸籍・除籍の全部事項証明、謄本のみが対象となる。

2点目については、戸籍や除籍の電子証明書の提供用識別符号の請求については、ご自身でマイナンバーカードを利用され、マイナポータルを經由して申請される場合と、役所の窓口において同内容の戸籍証明書、除籍証明書を同時に請求される場合は、手数料は発生しない。

○三浦委員長

委員から質疑はないか。

○柳楽委員

ほかの証明書でもそうだと思うが、有効期限があると思う。提供用識別符号も同じように期限があるのか。

○総合窓口課長

有効期限だが、市のほうで発行する戸籍・住民票等の証明書は役所では有効期限を定めていない。提出先から「3か月以内のもの」など求められる場合がある。提供用識別符号は、国から、有効期限は3か月との情報提供があった。

○三浦委員長

ほかに質疑はないか。

( 「なし」という声あり )

以上で議案審査を終了する。採決は後ほど行う。

2 執行部報告事項

(1) 金城地域における水道施設に係る未登記用地について

○三浦委員長

執行部から説明をお願いする。水道管理課長。

○水道管理課長

( 以下、資料を基に説明 )

○三浦委員長

委員から質疑はあるか。

○布施委員

20年分の金額はわずかだが5件の関係者にはきちんと説明され、理解は得られたか。

○水道管理課長

関係者との連絡は今からである。現在、調査結果がそろっておらず、調査が進行中のところもある。地権者には今から交渉する。

○布施委員

金城地域のこの件を機に、ほかの地域の調査もされるつもりはあるか。

○水道管理課長

順次、調査していきたい。

○布施委員

スピード感を持ってやるのか。同時でされるのか。

○水道管理課長

できるだけ速やかにと考えているが、何十年も昔の契約書をひもとく必要などがあるため、1件1件に時間が掛かっている。

○柳楽委員

水道の関係だと思うが、例えば、ほかのところで、こういった可能性があるということとは考えられないか。

○副市長

今回は水道施設に関する土地取得に不適切な処理がされていた。水道以外にも浜田市が個人の方から財産を買収などすることがあると思う。どういうものがあるかは把握していないが、これを一つの契機にして全庁的に周知し、必要なものには適切に対応していく。

○三浦委員長

ほかに質疑はないか。

( 「なし」という声あり )

ここで執行部からの報告事項について、全員協議会で報告し説明していただくかを決定するため、まず執行部の意向を確認したい。

○水道管理課長

今回のこの件は全員協議会で報告させていただきたい。

○三浦委員長

これに対して委員から何か意見はあるか。

( 「なし」という声あり )

ではそのように決定する。報告をお願いします。その他、執行部から何かあるか。

( 「なし」という声あり )

委員から何かあるか。

( 「なし」という声あり )

それでは、ここで執行部は退席されて構わない。

( 執行部退席 )

### ○三浦委員長

では議案の採決に入るが、採決を行う前に自由討議を行うか。

( 「なし」という声あり )

それでは執行部提出議案1件について採決を行う。

#### ・議案第1号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について

### ○三浦委員長

本案は原案のとおり可決するべきものと決することにご異議ないか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で可決すべきものと決した。以上で福祉環境委員会に付託された案件の審査は終了する。ただいまから委員長報告を作成するが、正副委員長に一任ということで良いか。

( 「はい」という声あり )

では、正副委員長で作成して、タブレット端末の「議案等資料」の「委員長報告」フォルダに入れるので、ご確認を各位お願いします。

以上で福祉環境委員会を終了する。

[ 11 時 01 分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

福祉環境委員会委員長 三 浦 大 紀